証券コード　6675
平成27年６月４日

株　主　各　位

東京都港区白金一丁目17番３号NBFプラチナタワー
サクサ ホールディングス株式会社
代表取締役社長　越　川　雅　生

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使されますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（**http://www.it-soukai.com/**）から議決権をご行使ください。

インターネットによる議決権行使につきましては、33頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

なお、同一の方法により重複して議決権を行使された場合は、最後に到着した議決権の行使を有効なものとして採用させていただきます。また、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都目黒区下目黒一丁目８番１号
目黒雅叙園　２階「華つどい」の間

3．会議の目的事項

報 告 事 項　1. 第12期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第12期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の配当の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役３名選任の件

第４号議案　補欠監査役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社のインターネットウェブサイト（http://www.saxa.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第18条の規定により、当社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができます。その際は、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

◎株主総会招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定により、当社のインターネットウェブサイト（http://www.saxa.co.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。当社のインターネットウェブサイトをご覧ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国の経済は、政府の経済政策や金融緩和を背景に景気は回復基調で進んだものの、消費税増税の反動や為替変動による輸入コストの増加などにより、企業の業況感は全体として慎重なものとなりました。さらに世界経済全体においても、資源国の経済動向や欧州における債務問題などの不安定要素があり、景気の先行きは不透明な中で推移いたしました。

このような経済環境の中で、当企業グループは、「事業の拡大」と「経営基盤の強化」に継続して取り組むとともに、経営改善施策を推進し、事業環境および事業構造の変化に対応した収益構造の確立に向けて取り組んでまいりました。

「事業の拡大」につきましては、当企業グループの目指す成長戦略に沿って、コアコンピタンスである音声と情報通信を融合させたネットワーク関連システムの展開と、これら商材とアプリケーションサービスを組み合わせたシステムインテグレーション事業の展開により、お客様が求めているシステムおよびサービスの展開を目指してまいりました。

ネットワーク関連システムの展開として、お客様の安心、安全、快適で便利な中小規模オフィス環境を実現する「Ｏｆｆｉｃｅ　ＡＧＥＮＴ」シリーズをラインアップし

- 音声コミュニケーションやユニファイドコミュニケーションで様々なビジネススタイルにお応えするキーテレホンシステム「ＰＬＡＴＩＡ」の拡充を図ってまいりました。
- ＵＴＭ（統合脅威管理アプライアンス）をフルモデルチェンジし、次世代のネットワークセキュリティ対策に必要な機能を集約した「ＳＳ３０００」を発売いたしました。また、ＩＰ－ＰＢＸとＵＴＭを一体化し、ＩＰネットワーク環境の効率化を実現する「ＳＰ１０００」を発売いたしました。
- ネットワークシステムの大規模化や高速化など、通信環境の進展により課題となる、企業のネットワーク構築や設定の簡素化およびネットワーク管理にかかるコストの軽減を実現したクラウド管理型ＶＰＮ（仮想私設網）ルータ「ＺＣ１０００」を発売いたしました。
- これらの機器とファイルサーバ「ＳＢ２０００」を活用して提供するネットワークカルテサービスを本格展開してまいりました。

システムインテグレーション事業の展開として、コールセンターシステムやＩＰゲートウェイを中心としたＶｏＩＰ（Voice over IP）ソリューションの提供等に加え、消費電力や温度、湿度および照度の「環境見える化ソリューション」の提供を開始いたしました。

また、クラウド、ＩｏＴ（Internet of Things）等によるサービスの高度化や新たなネットワーク社会の実現に向けデータベースを連携したソリューションの確立が必要不可欠であり、これを具現化すべくデータ連携ソリューションをコアコンピタンスとする100%子会社「サクサシステムアメージング株式会社」を平成27年４月１日に設立いたしました。

「経営基盤の強化」につきましては、安定した収益体質を構築するための組織および要員の適正化や外部流出費用の徹底した削減に取り組み、損益につきましては黒字化を達成いたしました。

さらに、継続的な事業成長と収益の拡大を目指し、グループガバナンスの強化とスピードある事業推進体制を構築するための機構改革およびグループ内の経営資源の集中とさらなる経営の効率化を図るための連結子会社再編を平成27年４月１日に、それぞれ実施いたしました。

売上高は、アミューズメント市場向け商品の減少はありましたが、キーテレホンシステムや加工受託の増加により436億７千７百万円(前期比 1.3%増)となりました。利益面では、為替変動の影響はありましたが、売上高の増加や総原価低減の取り組み効果等により経常利益は８億６千２百万円（前期経常損失５億９千１百万円）となりました。また、法定実効税率の変更による繰延税金資産の取り崩しにより、当期純利益は２億８千７百万円(前期純損失４億５千９百万円)となりました。

分野別の営業の概況は、次のとおりです。

① ネットワークソリューション分野

ネットワークソリューション分野の売上高は、214億２千６百万円(前期比4.6%増)となりました。これは、キーテレホンシステムおよびＵＴＭ等が増加したことによるものです。

② セキュリティソリューション分野

セキュリティソリューション分野の売上高は、222億５千１百万円(前期比1.7%減)となりました。これは、加工受託している部品は増加いたしましたが、アミューズメント市場向け商品が減少したことによるものです。

(2) 対処すべき課題

当企業グループは、「独創的な技術を核に、新しい価値を創造し、活力とゆとりある社会の発展に貢献する」を経営理念に掲げ、「つなげる技術の、その先へ。」をコーポレートメッセージとして、「持続成長可能な事業への転換」および「あるべき姿に向けた収益構造への変革」を中期経営計画の基本方針と位置付け、事業の拡大および経営基盤の強化を推進するとともに、お客様視点に立った安心、安全、快適、便利を実現するソリューションをタイムリーに提供し続けることを目指してまいります。

① 事業の拡大

当企業グループは、「持続成長可能な事業への転換」のために事業の集中と効率化を確実に実行し、収益拡大を推進してまいります。

特に、ＩＰネットワーク技術（ＩＰ情報、通信、情報セキュリティ、ＩｏＴ等）を各事業の共通コアコンピタンスと位置付けたうえで、これらを活用したソリューションおよびサービスを展開してまいります。

また、センシング技術や映像蓄積技術を活用したソリューションも合わせて展開してまいります。

さらに、業界を超えた協業等で、事業の拡大を推進してまいります。

ア．集中事業

（ア）オフィス市場向けの製品、サービス提供

通信インフラの高度化と急激な市場環境変化に追従するため、従来のキーテレホン製品展開からＩＰ・ネットワーク製品およびこれらを活用したサービスへ事業をシフトするとともに、ストックビジネスを確立させることで、事業領域の拡大と事業転換を推進し、当事業の成長基盤を構築してまいります。

（イ）アミューズメント市場向けの製品、サービス提供

お客様戦略に基づいた製品のタイムリーな提供に加え、機器売りからサービス売りへ営業スタイルを変革することで事業付加価値を高め、安定した収益を確保し、当事業基盤を強化いたします。

（ウ）システムインテグレーション事業

ＶｏＩＰソリューションおよびデータ連携ソリューションの取り組みならびにパートナー企業との協業でシステムインテグレーション事業の拡大を加速してまいります。

なお、その一環として、平成27年４月１日付で当企業グループ内にサクサシステムアメージング株式会社を設立いたしました。

イ．効率化事業

収益が確保できる事業運営を推進することを目的に、各事業が属する市場の将来性と収益性を見極めたうえで、事業構造に見合った経営資源の最適化を図ってまいります。

ウ．グローバル展開

当企業グループが保有する商材・技術を有効活用することで、欧州、米州へは、法制化の動きに伴い需要が高まる光火災警報装置を投入、また、カンボジアを始めとしたアジア諸国へは、セキュリティ製品を中心に国内外企業との協業を進め、それぞれ事業拡大を目指してまいります。

エ．ＥＭＳおよびＤＭＳの拡大

当企業グループが保有する生産機能を有効的かつ最大限に活用し、生産機能を有しない企業への機能サポートと加工受託領域の拡大を図ってまいります。

② 経営基盤の強化

当企業グループは、「あるべき姿に向けた収益構造への変革」のために経営基盤の強化に取り組んでまいります。

ア．グループ機能の最適化

（ア）グループガバナンスの強化とスピードある事業推進体制の確立

平成27年４月１日付で、当企業グループのグループ経営および事業戦略機能（グループガバナンス機能）をサクサホールディングス株式会社に集中するとともに、事業推進責任を明確にしたグループ体制に再構築し、グループガバナンスの強化とスピードある事業推進を確立してまいります。

（イ）グループ内生産戦略機能の強化

平成27年４月１日付で、当企業グループのグループ内生産戦略機能をマザー工場であるサクサテクノ株式会社に集中させ、為替変動等に対応した国内外生産マップの見直しなど、生産体制の最適化を進めるとともに資材調達機能を強化することで外部流出費用の削減を進め、収益力を強化してまいります。

さらに、サプライチェーンマネジメントを強化し、開発－調達－生産－販売－保守までの各プロセスにおける一貫したトータルコストダウンを継続して推進してまいります。

（ウ）販売、保守サービス業務の一元化に伴う業務の効率化

平成27年８月１日付で、サクサブランドのセキュリティ製品の国内販売窓口業務を同製品の工事および保守サービスを担っているサクサビジネスシステム株式会社に移管し、販売および保守サービス業務を一元化して、より柔軟で機動的にお客様のご要請にお応えしてまいります。

イ．財務体質の強化

企業価値向上のため、資本効率を高めるとともに、開発および投資の効率向上ならびにサプライチェーンマネジメントを強化し、棚卸資産の圧縮や保有資産などの見直しを推進することで、資産効率の向上を図ってまいります。

また、グループ内の資金活用による有利子負債の圧縮など資金効率を高めてまいります。

ウ．要員の適正化

事業構造の変化に対応する人材の質的転換と適正な要員体制とするため、人材の育成強化および要員の適正化を図ってまいります。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資総額は、４億２千９百万円であり、新商品の開発用機器および生産用金型等であります。

(4) 資金調達の状況

当事業年度は、当社の子会社等において、長期借入金の約定弁済および社債の償還にあたり長期借入により調達を行いました。

また、子会社のサクサ株式会社は、短期資金の調達枠の確保を目的に、シンジケート方式によるコミットメントライン契約（70億円）を締結しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	平成23年度 第　9　期	平成24年度 第　10　期	平成25年度 第　11　期	**平成26年度 第　12　期 (当 期)**
売　上　高（百万円）	38,992	38,792	43,103	**43,677**
経 常 利 益（百万円）	249	534	△591	**862**
当 期 純 利 益（百万円）	272	380	△459	**287**
１株当たり当期純利益（円）	4.52	6.53	△7.82	**4.89**
総　資　産（百万円）	43,320	43,541	42,529	**43,701**
純　資　産（百万円）	22,633	23,381	23,014	**22,880**
１株当たり純資産（円）	396.00	395.18	388.77	**386.87**

(注) 1. 「１株当たり当期純利益」は、当期純利益の金額を期中平均の発行済株式の総数で除して算出しております。
2. 「１株当たり純資産」は、純資産の金額（少数株主持分を控除後）を期末発行済株式の総数で除して算出しております。
3. 「１株当たり当期純利益」および「１株当たり純資産」は、自己株式を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（平成27年３月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
サ ク サ 株 式 会 社	10,700百万円	100%	情報通信システムの機器および部品の開発、製造および販売ならびにこれらに付帯するサービスの提供
サクサテクノ株式会社	400百万円	100%	通信機器・情報機器の製造および販売ならびにこれらに付帯する業務

（注）1. 出資比率は間接保有を含んでおります。
2. 連結子会社は上記の重要な子会社２社を含む９社であり、持分法適用会社は１社であります。
3. 当社の連結子会社である、サクサテクノ株式会社とサクサテクニカルサービス株式会社は平成27年4月1日付で合併（サクサテクノ株式会社を存続会社とする吸収合併）いたしました。
4. 平成27年4月1日付で当社の連結子会社としてサクサシステムアメージング株式会社を設立いたしました。

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当企業グループは、情報通信システムの機器および部品の開発、製造および販売ならびにこれらに付帯するサービスの提供からなる事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成27年３月31日現在）

① 当　社

本　　社　　東京都港区

② 子 会 社　サクサ株式会社

本　　社　　東京都港区
相 模 原 オ フ ィ ス　　神奈川県相模原市
米　沢　事　業　場　　山形県米沢市
栃　木　事　業　場　　栃木県那須塩原市
支　　社　　４拠点
営　　業　　所　　６拠点

③ 子 会 社　サクサテクノ株式会社

本　社　・　工　場　　山形県米沢市
営　　業　　所　　神奈川県相模原市

(9) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

区　　分	従 業 員 数	前期末比増減数
合　　計	1,274名	42名減

（注） 従業員数には、非常勤嘱託および臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額（平成27年３月31日現在）

借　　入　　先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,054百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	900百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	743百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	544百万円

2. 会社の株式に関する事項(平成27年３月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 240,000,000株
(2) 発行済株式の総数 62,449,621株
(3) 株　主　数 7,010名
(4) 大　株　主

株主名	持株数	持株比率
沖電気工業株式会社	8,060千株	13.7%
日本電気株式会社	2,360千株	4.0%
株式会社みずほ銀行	2,339千株	3.9%
株式会社三井住友銀行	1,767千株	3.0%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,479千株	2.5%
サクサグループ従業員持株会	1,058千株	1.8%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	959千株	1.6%
みずほ信託銀行株式会社	900千株	1.5%
日本証券金融株式会社	885千株	1.5%
三井住友海上火災保険株式会社	773千株	1.3%

(注) 1. 当社は、自己株式3,692,548株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。
3. 沖電気工業株式会社の持株数には、沖電気工業株式会社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式6,059,800株を含んでおります。(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　沖電気工業口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社」であります。)
4. 株式会社みずほ銀行の持株数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式1,778,000株を含んでおります。(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社」であります。)

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
越　川　雅　生	代表取締役社長	サクサ株式会社代表取締役社長兼社長執行役員
松　尾　直　樹	代表取締役副社長 営業・ＳＩ事業戦略担当	サクサ株式会社代表取締役副社長兼副社長執行役員
鈴　木　　譲	常務取締役 ＣＳＲ推進、総務人事・経理戦略、監査、関連企業担当	サクサ株式会社取締役兼常務執行役員
皆　川　忠　志	常務取締役 労務、人事制度改革担当	サクサ株式会社取締役兼常務執行役員
木　村　廣　志	取締役 技術・品質戦略担当	サクサ株式会社取締役兼常務執行役員
大　坂　　貢	取締役 グローバルビジネス推進担当兼企画部長	サクサ株式会社取締役兼常務執行役員 経営企画本部長兼経営企画部長
磯　野　文　久	取締役 生産戦略、ＴＳＣＭ推進担当	サクサ株式会社取締役兼常務執行役員 サクサテクノ株式会社代表取締役社長
畠　山　俊　也	取締役 （社外取締役）	沖電気工業株式会社執行役員 経理部長
池　田　敬　造	取締役 （社外取締役）	沖電気工業株式会社通信システム事業本部 キャリアシステム事業部長兼 スマートコミュニケーション事業部長 株式会社沖コムテック代表取締役社長
大　内　正　樹	常勤監査役	サクサ株式会社監査役
羽　鳥　勝　彦	監査役	サクサ株式会社常勤監査役
河　野　　敬	監査役 （社外監査役）	河野法律事務所　弁護士 サクサ株式会社社外監査役
猪　鼻　正　彦	監査役 （社外監査役）	公認会計士猪鼻事務所　公認会計士

（注）1. 当事業年度中の取締役の異動
① 平成26年６月27日開催の第11回定時株主総会において、新たに磯野文久氏が取締役に選任され就任いたしました。
② 平成26年６月27日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、竹松睦男および村田直光の両氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 監査役猪鼻正彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査役河野　敬および猪鼻正彦の両氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
4. 沖電気工業株式会社は「２.（４）大株主」（10頁）に記載の当社の大株主であります。
5. 上記のほか、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

<ご参考>
取締役の異動（平成27年４月１日付）
１．取締役への職務委嘱の異動

代表取締役副社長	松尾直樹	営業・SI事業戦略担当の職を解く
常務取締役	鈴木　譲	CSR推進、総務人事・経理戦略、監査担当の職を解く
		CSR推進・監査、総務人事・経理財務・IT戦略担当
取締役	大坂　貢	グローバルビジネス推進担当の職を解く
		海外ビジネス戦略担当

２．取締役の兼務先での異動

取締役	畠山俊也	沖電気工業株式会社常務執行役員
取締役	池田敬造	沖電気工業株式会社通信システム事業本部キャリアシステム事業部長

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、第12回定時株主総会において、責任限定契約に関する定款変更議案を提案する予定であり、本議案が上程され、承認可決されることを条件に、社外取締役および社外監査役との間でそれぞれ、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任につき法令が規定する額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

（3）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数

区　分	支給人数	報酬等の総額	摘　　要
取　締　役	11名	91百万円	うち社外２名　５百万円
監　査　役	4名	18百万円	うち社外２名　３百万円
合　計	15名	109百万円	

（注）役員報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第３回定時株主総会において次のとおり決議いただいております。
取締役　　年額408百万円以内（使用人給与を除く）
監査役　　年額　72百万円以内

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

＜社外取締役＞

氏　　名	出 席 の 状 況	発 言 の 状 況
畠 山 俊 也	取締役会（13回中11回出席）	企業経営に携わっている立場から議事の内容について検討し、必要に応じて発言いたしました。
池 田 敬 造	取締役会（13回中13回出席）	企業経営に携わっている立場から議事の内容について検討し、必要に応じて発言いたしました。

＜社外監査役＞

氏　　名	出 席 の 状 況	発 言 の 状 況
河 野　　敬	取締役会（13回中13回出席）	主に法的側面から議事の内容手続について監査いたしましたが、特に発言を要する事項はありませんでした。
	監査役会（18回中18回出席）	主に法的側面から議事の内容について発言いたしました。
猪 鼻 正 彦	取締役会（13回中13回出席）	主に財務および会計の側面から議事の内容について監査いたしましたが、特に発言を要する事項はありませんでした。
	監査役会（18回中18回出席）	主に財務および会計の側面から議事の内容について発言いたしました。

② 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

社外監査役が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額は１百万円であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	57百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第１項に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することをその方針といたします。

6. 会社の体制および方針

（1）内部統制システムの整備に関する基本方針

（取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制）

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
   （1）当企業グループにおけるコンプライアンス意識の確立および維持を図るため、コンプライアンスに関する基本方針を定め、当企業グループの取締役および使用人にコンプライアンス教育を実施し、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
   （2）当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会（統括責任者：当社代表取締役社長、統括部門：当社リスク管理部門）およびヘルプライン（コンプライアンス相談窓口）を設置し、法令、定款および社会倫理に反する行為等の早期発見に努めるとともに、当企業グループのコンプライアンス管理体制の運用を行う。
   （3）ヘルプラインに相談または報告のあった事項については、ヘルプラインの運用について定めた社内規程に基づき適切に対応する。
   　なお、情報提供者に対してヘルプラインへの通報およびヘルプラインに相談ならびに報告のあった事項に関する調査への協力を理由とした不利益な取扱いは行わないものとするとともに、情報提供者の情報を秘匿する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
   取締役の職務の執行状況を示す重要な情報については、法令および社内規程に基づき、適切に作成、保存および管理する。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
   （1）当社は、当企業グループにおけるリスクマネジメントに関する事項について定めた社内規程に基づき、リスクマネジメント体制の運用を行う。
   （2）当企業グループ各社に設置するリスク責任者は、各社におけるリスクマネジメントを行い、リスクマネジメントの状況を当該会社の担当取締役および当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する委員会に定期的に報告する。
4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
   （1）職務権限に関する社内規程に基づく職務権限の委譲および決裁手続の簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保する。
   （2）取締役の職務の執行が効率的に行えるよう、業務の合理化、業務の簡素化、組織のスリム化およびＩＴの適切な利用を図り、継続的な見直しを実施する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当企業グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスを統括する部門を置き、当企業グループ全体に適用するリスクマネジメントに関する社内規程ならびにコンプライアンスに関する基本方針に基づき、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
(2) 当企業グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、あらかじめ定めた対応部門が、外部専門機関（警察・弁護士等）と連携して、法的に対応し、問題を解決していく。
(3) 内部監査部門を置き、当企業グループ全体の業務執行について内部監査を実施する。

6. 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
当企業グループの経営の重要事項については、当社が定める当社子会社の経営執行に関する重要事項の取扱いを定めた規程に基づく報告をする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項
取締役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、使用人を監査役の職務の補助にあたらせる。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性等に関する事項
前項の監査役の職務の補助にあたる使用人について、取締役はその独立性および監査役の指示の実効性を確保する。

9. 監査役への報告に関する体制
(1) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、重要事項に関する意思決定を確認することができる。
(2) 当企業グループの取締役および使用人等ならびに子会社の監査役は、次に定める場合は、当社の監査役に報告する。
① 当企業グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生し、または発生するおそれがある場合
② 当企業グループに重大な法令または定款違反が発生し、または発生するおそれがある場合
③ 当社の監査役から報告を求められた場合
(3) 当企業グループ各社は、定期的に各社の業務状況について監査役に報告する。
(4) ヘルプラインに相談または報告があった場合、監査役に報告し、その対応結果についても報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報を閲覧することにより、取締役の業務執行を監査することができる。
(2) 監査役は、会計監査人および内部監査部門と情報を交換するなど連携を密にし、監査体制を強化することができる。
(3) 監査役会は、監査役または監査役会の職務遂行上必要と認める費用を会社に対して請求することができる。

(2) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為またはその申し入れの中には、次のものも想定されます。

① 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの

② 株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの

③ 当社に、当該買付けに対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの

④ 当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの

⑤ 買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の可能性等）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当なもの

このような当社株式の大量取得行為またはその申し入れを行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者と考えています。このような行為から当社の経営理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダー（利害関係人）の利益を守るのは、当社の経営を預かるものとして当然の責務であると認識しております。

2. 基本方針の実現に資する具体的な取組み

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当企業グループは、「独創的な技術を核に、新しい価値を創造し、活力とゆとりある社会の発展に貢献する」を経営理念に掲げ、「つなげる技術の、その先へ。」をコーポレートメッセージとして、「持続成長可能な事業への転換」および「あるべき姿に向けた収益構造への変革」を中期経営計画の基本方針と位置付け、事業の拡大および経営基盤の強化を推進するとともに、お客様視点に立った安心、安全、快適、便利を実現するソリューションをタイムリーに提供し続けることを目指してまいります。

まず、「持続成長可能な事業への転換」に向けて、事業の集中と効率化を確実に実行し、収益拡大を図り、さらに、業界を超えた協業等で、事業の拡大を推進してまいります。

また、「あるべき姿に向けた収益構造への変革」に向けて、経営基盤の強化に取り組んでまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年６月27日開催の第10回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本ルール」といいます。）を株主の皆様のご承認をもって導入（更新）いたしました。

本ルールは、当社株式の大量取得行為が行われる際に、当社が本ルールに定める対応を行うことにより、濫用的な買付行為を抑止し、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的としています。

本ルールは、次の①または②に該当する買付けまたはその申し入れ（以下あわせて「買付け等」といいます。）がなされる場合に、買付け等を行う買付け者および買付提案者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付け等に関する情報の提供を求め、当該買付け等について情報収集、検討等を行うために合理的に必要な期間を確保したうえで、株主の皆様に当社経営陣の意見表明や代替案を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続きを定めています。

① 当社が発行者である株券等について保有者の株券等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

② 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

本ルールの詳細は、当社のインターネットウェブサイト（http://www.saxa.co.jp/ir/stock/information.html）をご参照ください。

3. 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、基本方針の実現に資する具体的な取組みは、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) あらかじめ買収防衛策を導入することにより、濫用的な買付行為を抑止すること

(2) 株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させるため、買収防衛策の導入の決定を株主総会の決議事項とし、株主総会の決議を経て買収防衛策を導入すること

(3) 防衛策発動に関して基本方針に沿った合理的、客観的要件が設定されていること

(4) 独立性の高い独立委員会の設置および防衛策発動の際には必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること

(5) 本ルールの有効期限を平成28年３月期に関する定時株主総会終結の時までとし、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できること

7. その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(注) この事業報告中の記載金額、持株数および持株比率は、表示単位未満の端数を切捨てて、また、１株当たり当期純利益、比率その他の数値は、表示単位未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**23,738**	**流動負債**	**12,608**
現金及び預金	6,270	支払手形及び買掛金	5,477
受取手形及び売掛金	11,205	短期借入金	3,261
商品及び製品	2,019	1年内償還予定の社債	400
仕掛品	401	未払金	721
原材料及び貯蔵品	2,276	未払費用	1,230
繰延税金資産	1,117	未払法人税等	279
その他	489	未払消費税等	614
貸倒引当金	△41	製品保証引当金	278
		その他	345
固定資産	**19,944**	**固定負債**	**8,212**
有形固定資産	**9,998**	社債	560
建物及び構築物	1,067	長期借入金	2,113
機械装置及び運搬具	221	繰延税金負債	566
工具器具備品	593	退職給付に係る負債	4,334
土地	8,104	役員退職慰労引当金	61
リース資産	11	その他	576
		負債合計	**20,820**
無形固定資産	**4,020**		
ソフトウェア	3,891	(純資産の部)	
のれん	81	**株主資本**	**21,498**
その他	46	**資本金**	**10,836**
		資本剰余金	**6,023**
投資その他の資産	**5,926**	**利益剰余金**	**5,812**
投資有価証券	4,137	**自己株式**	**△1,173**
長期前払費用	135		
繰延税金資産	912		
関係会社出資金	203	**その他の包括利益累計額**	**1,232**
その他	783	**その他有価証券評価差額金**	**857**
貸倒引当金	△247	**退職給付に係る調整累計額**	**375**
繰延資産	**18**	**少数株主持分**	**149**
社債発行費	18	**純資産合計**	**22,880**
資産合計	**43,701**	**負債純資産合計**	**43,701**

連結損益計算書

(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**43,677**
売上原価		**33,955**
売上総利益		**9,722**
販売費及び一般管理費		**8,677**
営業利益		**1,045**
営業外収益		
受取利息及び配当金	90	
為替差益	28	
その他	147	266
営業外費用		
支払利息	75	
退職給付会計基準変更時差異償却額	301	
その他	71	448
経常利益		**862**
特別利益		
固定資産売却益	35	
投資有価証券売却益	15	50
特別損失		
固定資産除却損	29	
固定資産売却損	2	
事業構造改善費用	52	83
税金等調整前当期純利益		**829**
法人税、住民税及び事業税	335	
法人税等調整額	210	545
少数株主損益調整前当期純利益		**283**
少数株主損失		3
当期純利益		**287**

連結株主資本等変動計算書

(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

区分＼科目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	10,836	6,023	6,703	△1,166	22,396
会計方針の変更による累積的影響額			△983		△983
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,836	6,023	5,720	△1,166	21,412
当期変動額					
剰余金の配当			△176		△176
当期純利益			287		287
関係会社の決算期変更による剰余金減少額			△18		△18
自己株式の取得				△6	△6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			92	△6	85
当期末残高	10,836	6,023	5,812	△1,173	21,498

区分＼科目	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	617	△160	457	160	23,014
会計方針の変更による累積的影響額			—		△983
会計方針の変更を反映した当期首残高	617	△160	457	160	22,030
当期変動額					
剰余金の配当					△176
当期純利益					287
関係会社の決算期変更による剰余金減少額					△18
自己株式の取得					△6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	239	535	775	△11	763
当期変動額合計	239	535	775	△11	849
当期末残高	857	375	1,232	149	22,880

貸 借 対 照 表

(平成27年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**639**	**流動負債**	**59**
現金及び預金	559	未払金	17
繰延税金資産	8	未払費用	22
未収入金	32	未払法人税等	8
未収還付法人税等	34	未払消費税等	6
その他	5	その他	4
固定資産	**20,569**	**固定負債**	**3**
有形固定資産	**0**	長期未払金	3
工具器具備品	0		
		負債合計	**63**
		(純資産の部)	
投資その他の資産	**20,569**	**株主資本**	**21,145**
関係会社株式	20,569	**資本金**	**10,836**
		資本剰余金	**9,254**
		資本準備金	3,000
		その他資本剰余金	6,254
		利益剰余金	**2,227**
		その他利益剰余金	2,227
		繰越利益剰余金	2,227
		自己株式	**△1,173**
		純資産合計	**21,145**
資産合計	**21,208**	**負債純資産合計**	**21,208**

損 益 計 算 書

(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
営業収益		
関係会社受取配当金	250	
関係会社経営管理料	422	
関係会社商標使用許諾料	217	889
営業費用		
一般管理費		569
営業利益		**320**
営業外収益		
受取利息	0	
その他	3	3
営業外費用	0	0
経常利益		**323**
特別利益		―
特別損失		―
税引前当期純利益		**323**
法人税、住民税及び事業税	27	
法人税等調整額	1	29
当期純利益		**293**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

区分＼科目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	10,836	3,000	6,254	9,254
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,836	3,000	6,254	9,254
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	10,836	3,000	6,254	9,254

区分＼科目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金			
	繰越利益剰余金			
	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	2,110	△1,166	21,034	21,034
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,110	△1,166	21,034	21,034
当期変動額				
剰余金の配当	△176		△176	△176
当期純利益	293		293	293
自己株式の取得		△6	△6	△6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	117	△6	110	110
当期末残高	2,227	△1,173	21,145	21,145

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成２７年５月１５日

サクサホールディングス株式会社
取　締　役　会　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　井　一　郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　　晶　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、サクサホールディングス株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サクサホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成２７年５月１５日

サクサホールディングス株式会社
取　締　役　会　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　井　一　郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　　晶　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、サクサホールディングス株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第１２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第１２期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成２７年5月１９日

サクサホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　大内正樹 ㊞
監査役　羽鳥勝彦 ㊞
社外監査役　河野　敬 ㊞
社外監査役　猪鼻正彦 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、内部留保の充実を図りながら連結当期純利益の30％以上の配当性向を基準とし、安定的な配当を目指す基本方針と当期の業績とを勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金３円　　総額176,271,219円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

取締役および監査役について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条（取締役等による免除に関する定款の定め）および第427条（責任限定契約）の定めに基づき、定款第27条（取締役の責任免除）および第34条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。

なお、定款第27条の規定の新設につきましては、各監査役から会社法第426条第２項および第427条第３項の同意をそれぞれ得ております。

２．変更の内容

現行定款の一部を次の定款変更案のとおり改めるものであります。

（下線部は変更箇所であります。）

現行定款	定款変更案
（新　　設）	（取締役の責任免除） 第27条　当会社は、会社法の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第27条～第32条（条文省略）	第28条～第33条（現行どおり）

現行定款	定款変更案
（新　　設）	（監査役の責任免除） 第34条　当会社は、会社法の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第33条～第35条（条文省略）	第35条～第37条（現行どおり）

第３号議案　取締役３名選任の件

現取締役鈴木　譲および畠山俊也の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、取締役１名を増員し、取締役３名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、新任の取締役候補者には、氏名に※印を付しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	鈴木（すずき）　譲（ゆずる） （昭和25年８月20日生）	昭和 48年 4 月 株式会社田村電機製作所入社 平成 16年 2 月 当社経理部長 平成 16年 4 月 サクサ株式会社執行役員経理部長 平成 17年 6 月 同社取締役兼執行役員経理部長 当社取締役経理部長 平成 18年 4 月 当社常務取締役（現任） サクサ株式会社取締役兼常務執行役員（現任） 平成 22年 5 月 サクサアドバンストサポート株式会社（現サクサビジネスシステム株式会社）取締役	121,000株
2	※ 布施雅嗣（ふせまさし） （昭和36年２月23日生）	昭和 59年 4 月 沖電気工業株式会社入社 平成 21年 7 月 同社北関東経理部長 平成 24年10月 株式会社沖データ経理部長 平成 27年 4 月 沖電気工業株式会社経理部長（現任）	0株
3	※ 小口喜美夫（おぐちきみお） （昭和28年12月15日生）	昭和 55年 4 月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社 平成 16年 4 月 成蹊大学工学部電気電子工学科教授 平成 17年 4 月 同大学理工学部情報科学科教授(現任)	0株

（注）1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 鈴木　譲氏は、現に当社取締役であり、当社における地位および担当は、添付書類の事業報告「4.(1)取締役および監査役の氏名等」（11頁）に記載のとおりであります。

3. 布施雅嗣氏は、社外取締役候補者であり、当社の大株主である沖電気工業株式会社の経理部長として業務を執行しておりますが、同氏と当社との間で特別な利害関係はなく、また、同社は当社との間に取引関係がないことから、当社は、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 小口喜美夫氏は、社外取締役候補者であり、また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。

同氏につきましては、理工学部情報科学科教授であり、また、長年通信業界の実務に従事し培われた専門家としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

5. 当社は、社外取締役候補者布施雅嗣および小口喜美夫の両氏の選任が承認された場合には、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、両氏との間で法令が規定する額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第４号議案　　補欠監査役２名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役２名を選任いたしたいと存じます。

候補者清水建成氏は社外監査役河野　敬氏の、また、候補者飯森賢二氏は社外監査役猪鼻正彦氏の補欠として、それぞれ選任するものとします。

なお、補欠監査役選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	清水建成（しみずたけなり） (昭和42年１月10日生)	平成 ４年４月 弁護士登録 平成 ９年２月 ニューヨーク州弁護士登録 平成 12年２月 神谷町法律事務所パートナー(現任) 平成 18年３月 クレノートン株式会社監査役 平成 19年８月 スター・ホテルズ・アンド・リゾーツ投資法人監督役員 平成 20年６月 当社独立委員会委員（現任） 当社補欠監査役	0株
2	飯森賢二（いいもりけんじ） (昭和41年８月15日生)	平成 ８年４月 公認会計士登録 平成 10年12月 飯森公認会計士事務所公認会計士（現任） 平成 25年６月 当社独立委員会委員（現任） 当社補欠監査役 平成 26年５月 株式会社アセッツブレイン非常勤取締役（現任）	0株

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 清水建成および飯森賢二の両氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、社外監査役としての能力、人格および識見に優れ、監査業務について十分な知識を有しておられることから、補欠監査役として選任をお願いするものであります。

なお、清水建成および飯森賢二の両氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

3. 飯森賢二氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 清水建成および飯森賢二の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。

5. 当社は、補欠監査役候補者清水建成および飯森賢二の両氏が監査役に就任する場合には、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、両氏との間で法令が規定する額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

(1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

http://www.it-soukai.com/

(2) 行使期限は**平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分**までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

(4) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

(5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。

・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル　**０１２０－７６８－５２４　(平日 ９：００～２１：００)**

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　**０１２０－２８８－３２４　(平日 ９：００～１７：００)**

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都目黒区下目黒一丁目８番１号
目黒雅叙園　２階「華つどい」の間
TEL　03-3491-4111

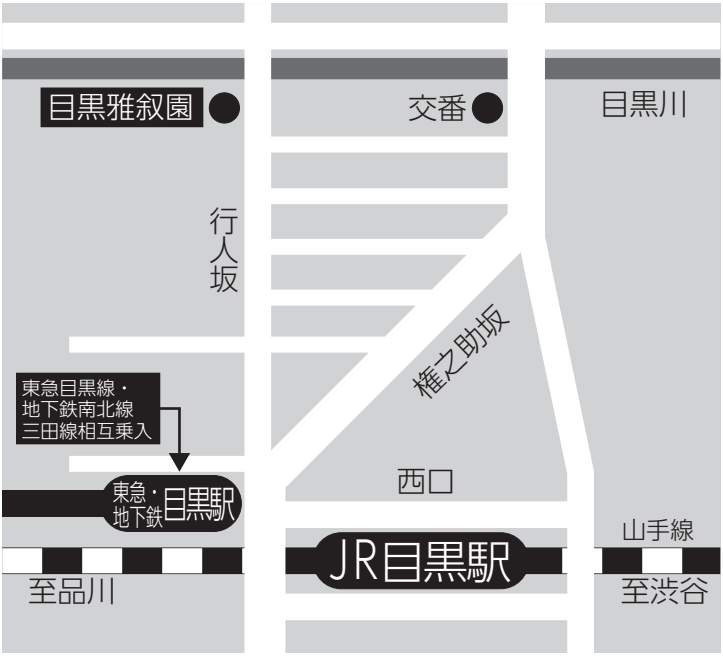

（交通）
JR山手線および東急目黒線・地下鉄南北線・三田線目黒駅から行人坂経由で徒歩約５分、権之助坂経由で徒歩約10分

（ご来場における注意）
当日は節電のため、会場の空調温度を高めに設定させていただく場合があります。

（受付開始時刻）
当日の受付開始時刻は午前８時45分を予定しております。

UD FONT　VEGETABLE OIL INK